

# 第10回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第10回定例会 平成30年1月31日

開会 14時 閉会 14時42分

出席委員  
(23名)

会長 小林茂徳  
1 山崎正勝  
2 白倉令子  
3 小川高史  
5 小山睦夫  
6 片十郎  
7 成山喜枝  
8 齊藤敏彦  
10 柳澤多久夫  
11 荒木稔幸  
12 渡邊幹夫

会長代理 依田繁二  
13 小山肇治  
14 依田隆喜  
15 小林健治  
16 青木二巳  
17 小林勝元  
18 清水洋  
推進 花岡幹夫  
推進 荻原薫  
推進 佐藤富士夫  
推進 竹内芳男  
推進 渡邊重昭

議事録署名委員

3 小川高史 5 小山睦夫

出席職員  
(4名)

農業委員会事務局  
事務局長 金井 泉  
事務局次長 織田 秀雄  
事務局 滝澤友一郎  
事務局 田中 章子

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

会長代理

皆さんこんにちは。ただ今より第10回定例総会を開催します。本日は全員出席です。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは。年も明け、明日から2月です。今年は寒さも厳しく、冬らしい冬が続いています。平成30年に入って初めての定例総会です。よろしくお願いします。

今月の19日には安曇野のスイス村で農地利用最適化推進研修会が開かれました。また、24日には認定農業者及び新規就農者の会において、講演会と懇親会がありました。農業や農村の現状は、後継者不足や担い手不足が最近特に叫ばれています。農地利用最適化の推進、あるいは農地集積の問題など、待ったなしの状況です。先日の懇親会で色々と意見交換をしたと思いますが、認定農業者や新規就農者の方々のご意見も寄せられました。そういった中で我々も前向きに一步踏み出さなければならないと思います。農地利用最適化推進と言葉では簡単に言いますが、なかなか踏み出せません。踏み出す前にまず計画が大事だと思います。私も含め5年目の委員の方も、第6期の委員の皆さんも2年目に入りますので、しっかりプランを立てて前向きに取り組んでいきたいと思います。よろしくお願いします。今年も一年が始まりますが、色々な行事があります。農業委員会の活動についてご理解とご協力を是非お願いします。今年一年よろしくお願いします。

それでは議事に入ります。本日の議事録署名委員の指名についてですが、3番の小川高史委員と5番の小山睦夫委員をお願いします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは1号議案について説明します。

始めに番号1です。この案件は以前〇〇月と〇〇月に適格者証明の申請があった案件です。その時には〇名が入札に参加され、〇〇さんが最高落札者になり、今回の3条本申請になりました。場所は〇〇の〇〇のすぐ傍です。〇〇さんは申請地で野菜と豆を栽培したいという事です。奥さんと娘さんも耕作されるという事と、自宅からも〇〇分程度の場所なので、問題ないと判断しました。

続いて番号2です。こちらは譲渡人がお二人の共有名義になっています。お二人は姉妹という関係で、父親から申請地を相続しましたが、譲受人の〇〇さんにずっと貸している状態でした。今回正式に〇〇さんが購入する事になりました。〇〇さんは申請地でずっとブドウを栽培していて、自宅からも近い場所です。下限面積も満たしているので、問題ないと判断しました。



議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号3の案件について、齋藤委員より説明をお願いします。

齋藤委員

よろしくをお願いします。地図の3ページをご覧ください。左側に〇〇があり、そのすぐ右側に真田東部線があります。地図にある信号を下へ行くと浅間サンラインの〇〇の信号になります。反対に上ると、〇〇の〇〇に行きます。申請地は〇〇方面へ〇〇メートルほど行って右に入り、〇〇の斜め向かいの奥にあります。譲受人である〇〇さんの自宅のすぐ北側です。譲渡人の〇〇さんは、申請地の畑に入る道が狭く不便でした。そこに〇〇さんから家庭菜園として使いたいとの申し出があり、今回の申請に至りました。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

2号議案について説明します。

計画変更1と番号1は関連があるので一括で説明します。まず計画変更1は、当初〇〇さんから〇〇さんへ、住宅と物置の敷地として5条許可が出ています。しかし住宅建設の計画が無くなり、名義だけ変更されてそのままになっていた土地です。この度〇〇さんから〇〇という会社に駐車場として計画変更したいという申請です。〇〇は業績が好調で、社員の駐車場が不足しているため、〇〇台分の駐車場を建設する事になりました。場所は国道沿いの準工業地域に指定されている3種農地です。周辺に農地はないので特に問題ないと思います。

次に番号2です。こちらは一般住宅敷地の申請です。場所は〇〇の〇〇です。申請人の関係は親子です。父親の土地を息子さんが使用貸借で借り、一般住宅を建設したいという申請です。都市計画の用途指定はありません

が、住宅街の中にある小集団の農地という事で消極的2種農地になります。候補地はここしかないという事で、問題ないと思います。

続いて番号3と番号4は別の案件ですが、非常に近い場所にあります。どちらも太陽光発電敷地の申請です。場所は〇〇を渡り、〇〇の集落の南側で、山林化している土地です。番号3の譲受人は〇〇の〇〇という太陽光発電事業の会社です。10ページの公図をご覧ください。パネル〇〇枚分の太陽光発電敷地の申請です。消極的2種農地ですので、問題ないと思います。

最後に番号4です。こちらもパネル〇〇枚の太陽光発電敷地の申請です。公図をご覧ください。申請地と申請地の上の地番〇〇の雑種地も合わせて太陽光発電の計画になっています。こちらも消極的2種農地で、ほかの候補地も検討しましたがここしかなく、許可相当と判断しました。5条については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。計画変更1と番号1の案件については関連があるので一括で説明してもらいます。小林勝元委員より説明をお願いします。

小林委員

よろしくお願いします。地図の5ページ、6ページをご覧ください。場所は、国道18号線沿いの〇〇に〇〇という会社があり、その会社の敷地に隣接している土地が申請地です。東隣には〇〇があります。今回申請が変更になった理由は、この土地を〇〇さんが〇〇さんから住宅と物置を建てるために購入をしました。購入当時〇〇さんは〇〇の〇〇に勤務していて、〇〇にお住まいでした。その頃〇〇に異動の話があり、住宅を建てる予定で通勤に便利な当該地を購入しました。その後異動の予定が延期になり、平成〇〇年の退職まで〇〇に住んでいました。以上の理由で当該地は現状のままになっていました。今回駐車場敷地を探していた〇〇に、〇〇さんから売却をしたいという話があり、譲り受ける事になりました。ただ、〇〇と〇〇の敷地の間が窪地になっていてかなりの段差があるので、中段に駐車場を造り、取り付けの道路をスロープ型にして使いたいと言う話です。造成については土砂の流出を防ぐために、水路から余裕を持って盛り土をする事、また転用に伴う被害が生じた場合は、当事者間で誠意を持って対処するという事です。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。計画変更1と番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようなので裁決に入ります。計画変更1と番号1の案件につき

まして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件について、片委員より説明をお願いします。

片委員

お願いします。地図の7ページ、8ページをご覧ください。場所は〇〇の〇〇です。地図の下の方にある太い道路が浅間サンラインです。〇〇の信号より〇〇メートルぐらい〇〇寄りに〇〇があります。その東側の道路を〇〇メートルぐらい入ると〇〇があり、そこを左に〇〇メートルぐらい行った所に申請地があります。譲受人の〇〇さんは、譲渡人の〇〇さんの長男で、現在〇〇の〇〇で借家住まいです。〇〇さんの勤め先は東御市にあるため通勤に不便な事と、両親も高齢になってきたので面倒を見たいという事で、実家の近くに住宅を建てようと両親に話したそうです。両親もそう言う事ならと住宅建設の土地を貸す事にしました。周囲には民家が数件ありますが、いずれも親戚であり問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3と番号4の案件については場所が近いので、一括で説明をしていただきます。小山睦夫委員より説明をお願いします。

小山委員

地図の9ページ、10ページをご覧ください。場所は〇〇を渡って〇〇方面へ〇〇メートルほど行き、左側にある坂道を〇〇メートルほど上り、更に左に〇〇メートルほど行った山の中に番号3と番号4の申請地があります。規模は2筆とも〇〇㎡ほどの規模です。担当の行政書士に伺ったところ、周囲の地権者の承諾はもらっているとの事ですので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3と番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

譲受人の方はお二人とも〇〇の方ですが、メンテナンスも〇〇から来てするのでしょうか。

小山委員 行政書士の方のお話では、〇〇から来てメンテナンスをするので、問題ないとの事です。

議長 特にないようですので裁決に入ります。番号3と番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして議案第3号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。その前に〇〇委員が関係していますので、退室をお願いします。

(〇〇委員退室)

担い手担当 それでは1月の農用地利用集積計画について説明します。4ページから7ページについては通常の利用権設定です。新規と再設定を合わせて86,678㎡です。続いて8ページは農用地利用集積計画の利用権移転です。こちらは1筆で、〇〇㎡です。これは新規就農者の〇〇さんが法人化するに当たり、ご自分の会社である〇〇へ経営を移すという事で、今回の申請が出ています。以上です。

議長 ありがとうございます。ただ今事務局より農用地利用集積計画について説明がありました。ご意見ご質問等ありましたら出してください。

特にないようですので裁決に入ります。議案第3号、農用地利用集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。〇〇委員お入りください。

(〇〇委員入室)

これで議事を終了しますが、全体で何かご意見、ご質問ございますか。それでは以上を持ちまして議事を終了します。スムーズな進行へのご協力、ありがとうございました。

議事録署名人 \_\_\_\_\_